

議員発第 11 号

茨木市議会議員政治倫理条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第112条及び茨木市議会会議規則第8条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和5年12月19日提出

提出者 茨木市議会議員

福 丸 孝 之

円 藤 こ ず え

松 本 泰 典

畑 中 剛

稲 葉 通 宣

茨木市議会議長

下 野 巖 様

## 茨木市条例第 号

### 茨木市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

茨木市議会議員政治倫理条例（令和元年茨木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第11条を第14条とし、第10条を第13条とし、第9条を第12条とする。

第8条第1項中「第4条から第6条まで」を「第4条、第8条及び第9条」に改め、同条を第11条とする。

第7条中「契約の締結」を「請負」に改め、同条を第10条とし、第6条を第9条とする。

第5条各号列記以外の部分中「との工事、製造その他の請負契約及び物品の購入契約の締結（これらの契約を締結するための準備行為を含む。）」を「に対する請負（準備行為を含む。）」に改め、同条を第8条とし、第4条の次に次の3条を加える。  
（議員個人の請負の状況の報告）

第5条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における市に対する請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下この条及び第8条において同じ。）（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

（報告の一覧の作成及び公表）

第6条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつ

た場合にあつては、当該訂正後の報告)の一覧を作成し、公表しなければならない。  
(報告等の保存及び閲覧等)

第7条 第5条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

3 前項に規定する閲覧は無料とし、写しの作成及び送付に要する費用は請求者の負担とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

## 茨木市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行 分	改 正 分
	<p><u>(議員個人の請負の状況の報告)</u></p> <p><u>第5条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における市に対する請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下この条及び第8条において同じ。）（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項</u></p> <p><u>ア 請負の対象とする役務、物件等</u></p> <p><u>イ 契約締結日</u></p> <p><u>ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）</u></p>

現 行 分	改 正 分
<p>(請負等に関する順守事項)</p> <p><u>第5条</u> 議員は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重</p>	<p><u>エ</u> 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額</p> <p><u>(2) 前号エに掲げる総額の合計額</u></p> <p><u>2</u> 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。</p> <p><u>(報告の一覧の作成及び公表)</u></p> <p><u>第6条</u> 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があった場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。</p> <p><u>(報告等の保存及び閲覧等)</u></p> <p><u>第7条</u> 第5条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p><u>2</u> 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。</p> <p><u>3</u> 前項に規定する閲覧は無料とし、写しの作成及び送付に要する費用は請求者の負担とする。</p> <p>(請負等に関する順守事項)</p> <p><u>第8条</u> 議員は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重</p>

現 行 分	改 正 分
<p>し、市民に疑惑の念を生じさせないようにするため、その3親等以内の親族が役員をしている会社その他の法人又は次に掲げる会社その他の法人（議会規則で定めるものを除く。）に、<u>市との工事、製造その他の請負契約及び物品の購入契約の締結（これらの契約を締結するための準備行為を含む。）</u>を辞退させるよう最大限努めなければならない。ただし、災害等特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p><u>第7条</u> 前2条に規定する<u>契約の締結及び指定管理者の指定</u>があった場合は、当該<u>契約の締結及び指定管理者の指定</u>に関する議員は、速やかに議長に報告しなければならない。</p> <p>(調査請求権)</p> <p><u>第8条</u> 地方自治法第18条に定める選挙権を有する市民は、議員が<u>第4条から第6条までの規定に違反する疑い</u>があると認めるときは、その総数の100分の1以上の者の連署をもって、その代表者（第4項において「調査請求代表者」という。）から議長に対し、調査請求書に議員が<u>第4条から第6条までの規定に違反する疑いのあることを証する資</u></p>	<p>し、市民に疑惑の念を生じさせないようにするため、その3親等以内の親族が役員をしている会社その他の法人又は次に掲げる会社その他の法人（議会規則で定めるものを除く。）に、<u>市に対する請負（準備行為を含む。）</u>を辞退させるよう最大限努めなければならない。ただし、災害等特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p><u>第10条</u> 前2条に規定する<u>請負及び指定管理者の指定</u>があった場合は、当該<u>請負及び指定管理者の指定</u>に関する議員は、速やかに議長に報告しなければならない。</p> <p>(調査請求権)</p> <p><u>第11条</u> 地方自治法第18条に定める選挙権を有する市民は、議員が<u>第4条、第8条及び第9条の規定に違反する疑い</u>があると認めるときは、その総数の100分の1以上の者の連署をもって、その代表者（第4項において「調査請求代表者」という。）から議長に対し、調査請求書に議員が<u>第4条、第8条及び第9条の規定に違反する疑いのあることを</u></p>

現 行 分	改 正 分
<p>料を添えて、調査を請求することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>第9条～第11条</u> (略)</p>	<p>証する資料を添えて、調査を請求することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>第12条～第14条</u> (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。</p>